

下水道 広げて守ろう 水の星

清流の流れる美しい環境のまちを目指してスタートした下水道事業は、皆さんの協力により、平成8年度の工事も無事完了し、4月1日からその部分を供用開始します。

下水道の供用開始区域に土地を持っている人は、次の2つの義務が生じます。

①受益者負担金

下水道のある生活が始まると快適な生活環境が生まれ、その土地の利用価値も増加します。しかし、この事業には多大な費用がかかります。この費用の一部を下水道の整備により直接受益を受ける人に負担していただくのが、受益者負担金制度です。
負担金に供用開始時に一度だけ賦課され、その単位当たりの負担金は次のとおりです。

1戸当たり	490円
1区当たり	約1,617円

②下水道への接続

供用開始となった土地に家屋のある人には、3年以内にトイレを水洗化し、台所などからの汚水と一緒に下水道へ接続する義務が生じます。

③受益者負担金の賦課対象区域となる土地の縦覧

市では、ことし受益者負担金の対象区域となる土地の所有者の人に、そのむねを文書で連絡をします。また、下水道課で関係図面を縦覧することができます。期間は、4月1日～14日です。

【下水道課】



※ 緑の枠内が、平成9年度下水道供用開始区域です

市民サービスの向上を目指し、『総合案内所』も新たに設置



市役所がより優しく
もつと身近になります

■ 昼休み窓口 サービスの拡充

平成九年四月一日から、昼休みの窓口サービスを拡充します。実施する部署、業務は下表のとおりです。
なお、昼休み業務は、少数の職員で対応しますので、通常より時間のかかる場合があります。また、業務を行った職員は、午後一時から休憩時間をとりますので、ご了承ください。

昼休み窓口業務一覧

課・係名	業務内容
民生課	市民係 住民票、戸籍簿・抄本、戸籍証明書の発行 年金係 国民年金業務全般
保健課	国保係 *他保険への加入による国保離脱届け *高額療養費支給申請書の受け付け *被保険者証の再交付、納税証明書の発行
税務課	すべて係 税額証明発行(評価・課税・納税・所得証明)
福祉課	社会係 各種申請書類の交付 課外係
社会福祉課	図書係 図書の貸し出し、返却 市民生活係 体育館、中央公民館などの使用の予約受け付け
総合案内所	来庁者への対応

■ 総合案内所の設置

来庁者の問い合わせなどに対応するため、四月から、市役所一階入り口に総合案内所を設置し、庁舎内の案内や会議などの案内を行います。観光パンフレットや市の出版物の配布もしますので、お気軽に声をおかけください。

固定資産税・市県民税の一部改正 (平成9年度)

納期	項目	現行		改正	
		期	日	期	日
納期	固定資産税	1期	5/1~5/31	⇒	現行どおり
		2期	7/17~7/31	⇒	7/1~7/31
		3期	12/17~12/31	⇒	12/1~12/31
		4期	2/17~2/28	⇒	2/1~2/28
納期	市県民税	1期	6/1~6/30	⇒	現行どおり
		2期	8/17~8/31	⇒	8/1~8/31
		3期	10/17~10/31	⇒	10/1~10/31
		4期	1/17~1/31	⇒	1/1~1/31
前納報奨金	固定資産税	未到来納期分を納付した場合に交付		⇒	1期の納期前に未到来納期分を含め全額同時に納付した場合に交付

市税・国保税の口座振替の取り扱い一部変更 (平成9年度)

口座振替の全額(1期の納期に未到来納期分を含め、全額納付)の取り扱いの人で、預金残高不足で振替不能となった場合、各納期分の納付書を送付
⇒ 1期分は納付書を送付します(直接金融機関窓口で納付)。2期以降は各納期ごとに引き落としします。翌年度は元の全額に戻ります。

『子育て支援短期利用事業』実施についてのお知らせ

近年、核家族化や都市化の進行などに伴い、家庭や地域社会における子どもの養育機能が低下しています。このため、保護者が疾病などの事由により家庭における養育を行うことが困難になった場合に、その児童を養護施設などで、一時的に養育することにより、児童および家庭の福祉の向上を図ることを目的とした「子育て支援短期利用事業」を四

月より実施します。養育の期間は原則として七日以内、買付物や私的旅行など保護者の一方的都合によるものは対象となりません。また、生活保護を受けている人以外は負担金を支払っていただくことになります。※利用についての詳細は、「福祉事務所社会係」まで、お問い合わせください。

国保健康優良家庭

国保の被保険家庭で平成五年度から七年度の三年間にわたり疾病などによる給付がなく、また、その間の国保税も完納されている次の五十六世帯が、平成八年度表彰を受け、表彰状、記念品が贈られました。表彰世帯は次のとおりです。

■ 表彰世帯(敬称略)

- 竹中隆志、大塚入夫、山本五郎
- 宮地重典、柳澤輝子、美峰貞美
- 瀧田時子、島崎義子、柴田時寛
- 尾木真珠、坂本幸子、坂本勲子
- 藤原幹夫、川添幸平、吉岡一明
- 小松重典、北森穂子、藤田幸一
- 西川幸一、川添高規、熊野俊夫
- 北村誠一、岡田達明、森本隆代
- 赤名英輝、濱田通生、常徳俊子
- 松木龍雄、下總一子、澤田茂雄
- 浜口正賢、公木洋行、中田一男
- 中田政信、藤村重子、島田廣正
- 宮尾哲一、土原公義、岡本弘
- 北村崇、村上英、前田八重美
- 山岡勉、中内広、横田與之助
- 樋口一、近藤賢、西岡サヨ子
- 前田真、土居理、濱田久仁子
- 西村登、門田新、鈴江美恵子
- 元吉志子、濱口登喜恵

● 同和問題 Q & A

疑問に答えて⑩
その一

◆ 私たちは、推進講座などで学習しているが、同和地区の人たちも少しは学習しているのか?

市では、全市民に対して、同和問題に対する正しい認識と理解を深めるための学習を進め、部落差別解消の一つのステップにしたいと考えて取り組んでいます。次に、もう一つ大切なことは、同和地区住民の教育と文化の向上を図ることによって、同和問題解消のため、自己解放の実現を図りたいと考えて今日まで努力してきました。

同和教育シリーズ

今回の疑問は、この後者をどうのうに述べているかが、十分理解されていないかと思われるので、それに対する説明をしたいと思えます。

1996 (平成8) 年度南州市立集会所事業定期学習一覧表

学習月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
A集会所	健康	交通	作法	同和	健康	歴史	同和	防火	
B集会所	健康	交通	同和	生活文化	家庭教育	時局	健康		防火